

法令名	罰条	主な内容
刑法(明治40年法律第45号)	第157条第1項、第158条第1項	電磁的公正証書原本不実記録・同供用(偽装結婚等の場合に限る。)
	第220条	逮捕及び監禁
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	第49条第1号	風俗営業の無許可営業(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
	第49条第5号又は第6号	店舗型性風俗特殊営業の禁止区域営業等(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
	第52条第4号(第27条第1項及び第31条の2第1項に係る部分に限る。)	店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業の無届営業(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
	第53条第1号	店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業の無届広告宣伝の禁止違反(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
	第53条第4号	接客従業者の生年月日等の確認義務違反(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
売春防止法(昭和31年法律第118号)	第6条	売春の周旋等
	第7条	困惑等による売春
	第8条	売春の対償の收受等
	第9条	売春をさせる目的による前貸し、金品等の供与
	第10条	売春をさせる契約
	第11条	売春を行う場所の提供
	第12条	売春をさせる業
	第13条	業として売春を行う場所を提供する場合、又は業として売春をさせる場合に要する資金等の提供
出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)	第73条の2第1項	外国人に不法就労活動をさせる行為等
児童福祉法(昭和22年法律第164号)	第60条第1項	児童に淫行をさせる行為
職業安定法(昭和22年法律第141号)	第63条	暴行等の手段による職業紹介等又は公衆衛生等上有害な業務に就かせる目的による職業紹介等
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	第58条	公衆衛生等上有害な業務に就かせる目的の労働者派遣
労働基準法(昭和22年法律第49号)	第117条	暴行等による労働の強制
	第118条(第6条に係る部分に限る)	業として他人の就業に介入して利益を上げる中間搾取
	第119条第1号(第16条、第17条、第18条第1項、第32条、第34条、第35条、第37条に係る部分に限る。)	賠償予定契約、前借金相殺、強制貯金、1週間40時間を超える労働等
	第120条第1号(第24条に係る部分に限る。)	不当な方法での賃金の支払い
最低賃金法(昭和34年法律第137号)	第40条	最低賃金額以上の賃金を支払わない行為